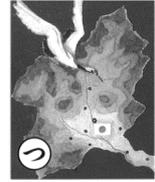




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年9月12日(火) 号外(第1号)

目次

	ページ
規 則	
○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課)	2
訓 令	
○群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令(総務課)	2

■ 規 則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年九月十二日

群馬県知事 山本 一 太

■ 群 馬 県 規 則 第 五 十 五 号

■ 群 馬 県 行 政 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

群馬県行政組織規則(昭和三十二年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表生活(子ども部の部生活(子ども課の項中「少子化対策係」を「子ども未来戦略係」に改める。

第十三条の二の二生活(子ども課の項中第十八号を第十九号とし、第一号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 子ども・子育て施策の総合企画及び総合調整に関すること。
第十九条中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項目ずつ繰り下げ、第四

項の次に次の一項を加える。
5 生活(子ども部)に(子どもまんなか推進監)を置く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 訓 令

■ 群 馬 県 訓 令 甲 第 九 号

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年九月十二日

県 庁
地域機関
専門機関

群馬県知事 山本 一 太

■ 群 馬 県 事 務 専 決 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

群馬県事務専決規程(昭和四十三年群馬県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「危機管理監」の下に「、子どもまんなか推進監」を加える。

第四条第一項中「及び危機管理監」を「、危機管理監」に改め、「消防保安課に係る事務(生活(子ども部)に係る事務のうち、新たな子ども・子育て施策の企画立案に関する事務をいう。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(群馬県処務規程の一部改正)

2 群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び危機管理監」を「、危機管理監及び子どもまんなか推進監」に改める。

第三十五条第一項の表年次有給休暇の項、病気休暇の項及び介護休暇の項中「危機管理監」の下に「、子どもまんなか推進監」を加える。

(群馬県職員表彰規程の一部改正)

3 群馬県職員表彰規程(昭和五十五年群馬県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「危機管理監」の下に「、子どもまんなか推進監」を加える。
(群馬県庁議規程の一部改正)

4 群馬県庁議規程(平成四年群馬県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「危機管理監」の下に「、子どもまんなか推進監」を加える。
(群馬県公文書管理規程の一部改正)

5 群馬県公文書管理規程(令和三年群馬県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第三号中「及び危機管理監」を「、危機管理監及び子どもまんなか推進監」に改め、「危機管理課」の下に「、子どもまんなか推進監宛てのものは生活(子ども課)を加える。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
